



平成30年度企業主導型保育事業指導・監査業務仕様書

1 事業の目的

企業主導型保育施設(以下「施設」という)に対する指導・監査を行うことにより、利用児童の安全・保育の質の確保及び助成金の適正運用を図ることを目的とする。

2 事業の内容

施設における運営及び経理についての指導・監査業務等を行う。

(1) 指導・監査業務内容(業務イメージは別紙1のとおり)

- ①指導・監査の計画の作成
- ②指導・監査の業務管理
- ③施設との調整(実施日時の通知、自主点検表の提出依頼等)
- ④指導・監査及び午睡時抜き打ち調査の実施
- ⑤指導・監査の結果の報告(公益財団法人児童育成協会(以下、「協会」という。)及び立入調査した施設)
- ⑥実績報告書の作成・提出

(2) 指導・監査の方法

- ① 施設から提出された自主点検表及び立入調査(施設からの聞き取り)に基づき、チェックシートにより確認を行う(チェック項目は別紙2のとおり)。
- ② 当日の立入調査は、1施設にあたり監査員2名で5時間程度の規模を想定している。指導・監査にあたっては、安全確保及運営費助成金の要件確認並びに自主点検表で基準を満たしていないとされた箇所を中心に聞き取り、目視により実施する。
- ③ 指導・監査の結果の協会への報告は、平成30年度企業主導型保育事業指導・監査実施要領の様式3(説明会で配布予定)により行う。
- ④ 立入調査した施設への結果通知にあたっては、月数回、受託事業者と協会で復命会を開催し、指摘事項を決定して通知する。

(3) 指導・監査対象施設:全国 概ね2,500施設

なお、2,500施設を上回る場合には、受託事業者と協議の上、1施設あたりの単価を別に定める(現時点の助成決定施設の所在地は別紙3のとおり)。

3 留意事項

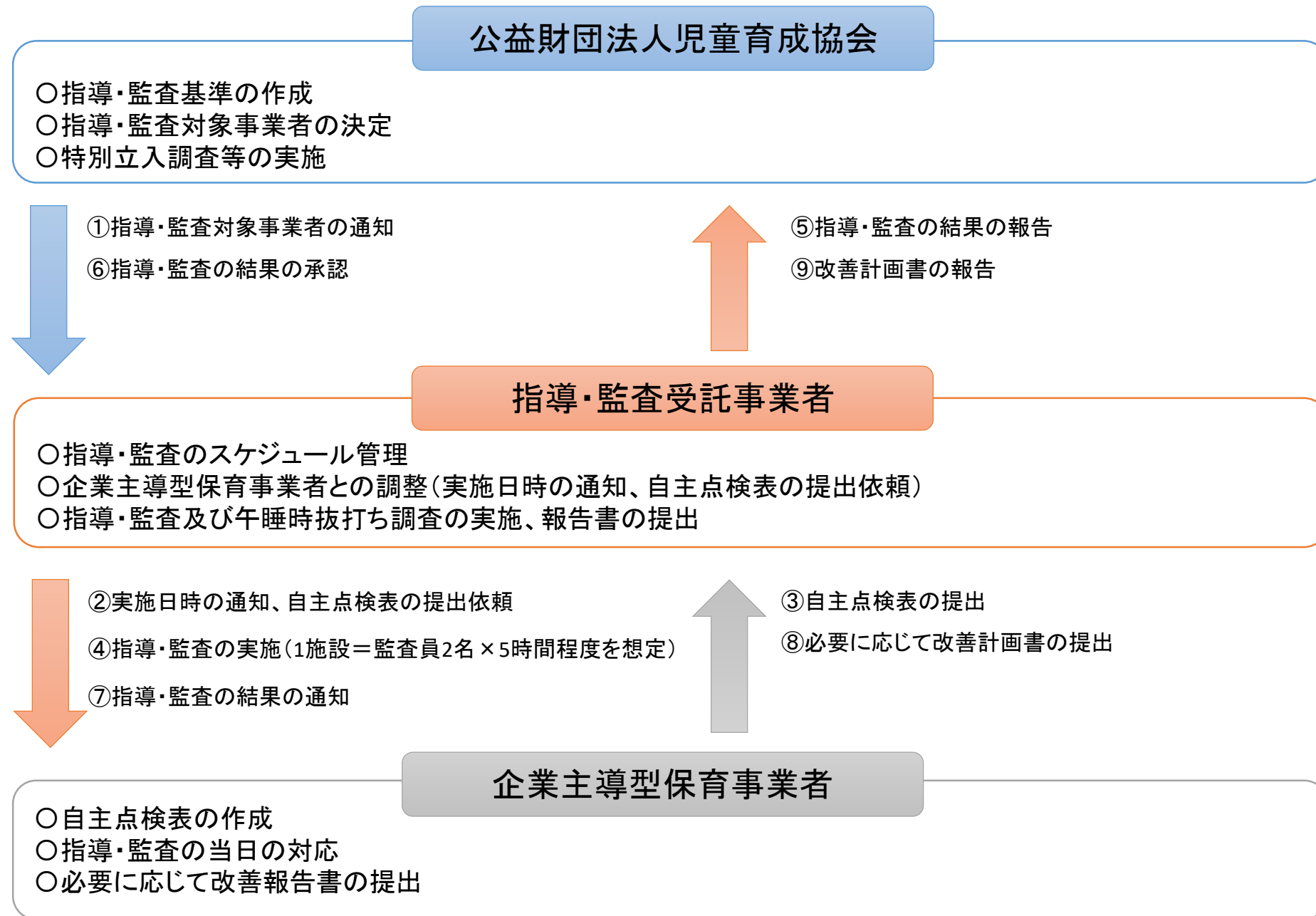
- (1) 監査員は、保育若しくは会計制度に十分な知識を有する者又は指導・監査に必要な講習を受けた者とする。

また、企業主導型保育施設に対する指導・監査の資質の向上を図るため、毎月行政機関や有識者による外部講師等の研修会を実施する。



- (2) 指導・監査の計画は、協会が作成した対象施設名簿に基づき作成する。立入調査の時期は、開設時期や指導・監査の効率性を考慮して、協会と協議して決定する。
- (3) 受託事業者の責任において、指導・監査事業の一部を委託することは可能である。ただし、その場合においても受託事業者の責任において、内容及び質の面において均一のとれた指導・監査を実施すること。
- (4) 旅費、通信費、印刷費、監査員に対する講習費等を含め指導・監査業務に要する経費は、全て受託事業者が負担すること。
なお、協会が必要と認めた場合は委託費の50%以内の額で概算払を行う。
- (5) 指導・監査業務を遂行する上で知りえた情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は指導・監査業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- (6) 事業実績報告書は、平成31年4月10日までに提出すること。

(別紙1)企業主導型保育施設指導・監査業務のイメージ



平成 29 年度企業主導型保育事業指導・監査基準

平成 29 年 4 月 28 日
公益財団法人児童育成協会

平成 29 年度企業主導型保育事業指導・監査実施要領第 2 の 2 に基づく企業主導型保育事業指導・監査基準を別紙のとおり定める。

企業主導型保育事業指導・監査基準（施設編、経理編）

この指導・監査基準は、立入調査の結果について、文書による改善指導（以下「文書指導」という。）を行うべきものと口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）による対応が可能なものに整理したものであり、立入調査時にチェックシートとして使用するものとする。

1 判定区分

判定区分	内 容
A	指導・監査基準を満たしている事項
B	指導・監査基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導・監査基準を満たしていない事項で、B 判定以外のもの

2 指導基準

B 判定の事項については口頭指導により対応することとし、C 判定の事項については文書指導により対応することを原則とする。ただし、B 判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

3 改善結果

指導事項に対する改善結果を記録し、表記は改善、未改善で記入するものとする。

4 確認書類一覧

別添 1 に定める書類を監査当日に準備していただき、確認するものとする。

5 自主点検表

別添 2 に定める自主点検表に記入のうえ、事前に提出していただくものとする。

指導・監査実施日： 年 月 日 施設名：

(施設編)

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
1 事業 の 実 施 者	(1) 子ども・子育て 拠出金を負担して いる事業主（厚生 年金適用事業所） であることの確認	a 拠出金の負担実績があるか。 ※ 施設所在地の年金事務所から送付される 子ども・子育て拠出金の額が確認できる 領収済通知書により 確認すること。	・負担義務があるのに負担していない。 ・現在、負担していないが、負担する予定がある。	○	○				
	(2) 直営、委託の区分	a 委託の場合、委託契約書があるか。	・契約書がない。 ・契約書の内容が不備。 （保育事業実施にかかる責任が明確化されていない。）	○	○				
	(3) 事業実施適格者の確認	a 直近 5 年間で、保育施設の閉鎖命令や助成の取消しを受けていないか。	・該当する場合、助成金を返還させる。 （受託事業者が該当する場合、受託事業者の変更を条件に、返還は免除する。）		○				
	(4) 共同利用	a 利用契約書があるか。	・利用契約書がない。 ・利用契約書はあるが、利用定員、企業負担額が明確でない。	○	○				
	(5) 共同設置	a 共同設置にかかる取決め文書があり、財産区分が明確になっているか。	・取決め文書がない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
2 定員	(1) 新設、増員、空き定員の区分の確認	a 新設 ・定員と現員に大きな乖離はないか。	・定員と現員に差があるが、保育需要の見通しを踏まえた増員計画がある。 ・余裕スペースを目的外使用している。(整備費助成がある場合のみ)	○	○				
		b 増員 ・増員部分のみ運営費の対象としているか。 定員と現員に大きな乖離はないか。	・既存定員を含めて運営費の対象としている。 ・保育需要の見通しを踏まえた増員計画がある。	○	○				
		c 空き定員 ・空き定員のみ運営費の対象としているか。 ・空き定員利用の企業との契約書があるか。	・既存定員を含めて運営費の対象としている。 ・空き定員に自社従業員の乳幼児を入れている。 (他の一般事業主の従業員又は地域枠の児童であることが必要。) ・契約書がない。	○	○				
	(2) 従業員枠と地域枠の比率	a 地域枠が定員の 50% を超えていないか。	・定員の 50% を超えている。		○				
	(3) 定員の遵守	a 定員を超えて乳幼児を受け入れていないか。	・定員を遵守していない。		○				
3 対象乳幼児	(1) 対象乳幼児の確認	a 支給認定を受けている、あるいは就労証明書等があるか。	・支給認定証がない。 ・就労証明書等がない。		○ ○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
4 保育に従事する者の数及び資格	(1) 保育に従事する者の数 ○乳児 おおむね 3 人以上 ○幼児 ・ 1、2 歳児 おおむね 6 人以上 ・ 3 歳児 おおむね 20 人以上につき 1 人以上 ・ 4 歳児以上 おおむね 30 人以上につき 1 人以上 ※ 以下、乳児、幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は、年齢別に小数点 1 桁（小数点 2 桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点 1 桁）を四捨五入する。 a 調査日の属する月を基準月とし、月初の月極めの利用契約乳幼児数を基礎として算出した保育に従事する者の数が主たる開所時間において配置基準を満たしているか。	・ 主たる開所時間において、月極利用契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 [保育に従事する者が不足するような場合には、職員の増配置もしくは乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。]		○				
	※ 企業主導型保育施設の必要配置数 上記の配置基準+1 人以上 最低 2 人配置	b 常時、保育に従事する者が複数配置されているか。 また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が 1 人である場合を除き、常時、2 人以上の保育に従事する者を配置しているか。	・ 契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が 1 人勤務の時間帯がある。 ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が 1 人である場合を除く。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果																																														
			評価事項	判定区分		実際の指導																																																	
				B	C	適正	口頭	文書																																															
	[考え方] ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（勤務延べ時間数の合計を当該法人・企業が労働基準法に基づき定める就業規則による1日の勤務時間で除して常勤職員数とみなす）して上記の人数を確保すること。																																																						
指導・監査当日の保育に従事する者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>配置基準</th> <th>乳幼児数</th> <th>必要保育従事者数</th> <th>午前配置数</th> <th>午後配置数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" rowspan="6">/</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>6:1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6:1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>30:1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>30:1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※必要保育従事者数の計には、算出した数に1人を加える。										年齢	配置基準	乳幼児数	必要保育従事者数	午前配置数	午後配置数	備考	0歳児	3:1			/			1歳児	6:1				2歳児	6:1				3歳児	20:1				4歳児	30:1				5歳児	30:1				計						
年齢	配置基準	乳幼児数	必要保育従事者数	午前配置数	午後配置数	備考																																																	
0歳児	3:1			/																																																			
1歳児	6:1																																																						
2歳児	6:1																																																						
3歳児	20:1																																																						
4歳児	30:1																																																						
5歳児	30:1																																																						
計																																																							

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	○一時預かり事業 ※「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号）」に定める基準に準拠すること。	a 一般型を実施する場合、 ・保育に従事する者が不足していないか。 ・専任か。 （最低 2 人必要。ただし、保育施設と一体的に運営されている場合であって、保育に従事する者の支援が受けられる場合には、保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲において、保育に従事する者を 1 人とすることができる。）	・保育に従事する者が不足している。 ・保育士が半数以上でない。 ・専任でない。 ・保育士以外の保育に従事する者について、所定の研修を修了していない。	○	○	○			
		b 余裕活用型を実施する場合 ・保育施設の余裕定員の範囲内で預かり事業を行っているか ・対象児童は適切か	・定員が充足されており、定員に余裕がない。 ・対象外児童を預かっている。		○		○		

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
	○病児保育事業 ※ 「病児保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号）」に定める基準に準じること。 【一部改正】 平成 28 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 1 号 ※ 病児対応型、病児対応型の職員配置基準 ・看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね 10 人につき 1 人配置 ・保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 人配置 ※ 体調不良児対応型の職員配置基準 ・看護師等 1 人配置 ・預かる体調不良児は看護師等 1 人につき 2 人程度	e 病児対応型、病後児対応型 ・職員が不足していないか。 ・常駐しているか。	・看護師、准看護師、保健師又は助産師が不足している。 ・保育士が不足している。 ・常駐していない。 （ただし、病児対応型及び病後児対応型の例外として、近隣病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、①利用児童がいる時間帯の看護師等について、②利用児童がいない時間帯の保育士及び看護師等について、所定の条件を満たす場合は常駐を要しない。）		○ ○ ○				
		f 体調不良児対応型 ・職員が不足していないか。 ・常駐しているか。 ・実施保育施設における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行っているか	・看護師、准看護師、保健師又は助産師が不足している。 ・保育士が不足している。 ・常駐していない。 ・行っていない。		○ ○ ○ ○				
		g 協力医療機関を確保しているか。	・確保していない。		○				
		h 感染防止対策について配慮しているか。	・配慮していない。	○					
		i 研修を受講しているか。（努力義務）	・受講していない。（受講するよう勧めること）	○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(2) 保育に従事する者のうちの保育士の数 ※ 保健師、看護師又は准看護師の保育士としてのみなし特例は1人までとする。	a 保育士が必要保育従事者の2分の1以上いるか。 ※ 雇用保育士数（常勤換算）÷（必要保育従事者数+1人）＝保育士比率（小数点以下切り捨て） ※ 常勤換算とは 各保育士の勤務延べ時間数の合計を当該法人・企業が労働基準法に基づき定める就業規則による1日の勤務時間で除した数とする。 ※ 必要保育従事者を超えて配置している者については保育士比率の計算に含める必要はない。	・保育に従事する者数について保育士が不足している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(3) 子育て支援員の数	a 必要保育従事者数の2分の1を超えていないか。	・必要保育従事者数の2分の1を超えている。		○				
	(4) 子育て支援員の資格を有していない者への対応	a 子育て支援員の資格の取得に努めているか。	・平成29年度中の子育て支援員研修の受講予定がない。		○				
	(5) 嘱託医の活用	a 嘱託医と契約を締結し、適切に活用しているか。	・契約していない。		○				
	(6) 調理員の配置	a 自園調理の場合、調理員を雇用しているか。	・雇用していない。 (調理業務の全部を委託している場合及び外部搬入の場合は、置かないことができる。)		○				
5 開 所 時 間 ・ 開 所 日	(1) 開所時間	a 標榜している開所時間(11時間又は13時間)どおり開所しているか	・日常的に開所時間が短い。		○				
		b 曜日によって開所時間が違う場合、どの単価を適用しているか。	・適用単価が適切でない。		○				
	(2) 開所日	a 正当な理由(インフルエンザなど感染症蔓延、食中毒発生など)なく休園していないか	・正当な理由なく休園している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
6 保育室等の構造設備及び面積	(1) 0・1歳児の保育室等の面積	[定員 20 人以上] a 乳児室 1.65 m ² /人	・不足している。		○				
		b ほふく室 3.3 m ² /人	・不足している。		○				
		c 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えているか。	・備えていない		○				
		「定員 6 人以上 19 人以下」 a 保育室又はほふく室 3.3 m ² /人	・不足している。		○				
		b 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えているか。	・備えていない		○				
	(2) 2歳児以上の保育室等の面積	a 保育室又は遊戯室 1.98 m ² /人	・不足している。		○				
		b 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えているか。	・備えていない		○				
	(3) 屋外遊戯場	a 屋外遊戯場 3.3 m ² /人	・不足している。 (付近に代わるべき公園等があれば可) [乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を控えるよう指導を行うこと。]		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(4) 調理室（調理設備） 満3歳以上児及び一定の条件のもとに満2歳以下の児童に対する食事の提供は外部搬入が可能であるが、その場合であっても、必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ※基準に定める施設 同一の事業者又は関連事業者が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設又は医療機関等から搬入すること。それも困難な場合は、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場から外部搬入が可能。	a 調理室（調理設備）の有無 ※ 定員20人以上調理室 定員19人以下調理設備	・調理室（調理設備）がない。		○				
		b 外部搬入による食事の提供について、搬入施設が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める施設か。	・基準に定める施設でない。		○				
		c 乳幼児が、保育室から簡単に調理室に立ち入ることができないように区画されているか。	・区画されていない。 (調理設備の場合であっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。) ・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。		○				
		d 衛生的な状態が保たれているか。	・衛生的でない。 (原則として、C判定区分とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、B判定区分としてよい。)		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(5) 医務室	a 定員 20 人以上の場合、医務室があるか。	・ 医務室がない。		○				
	(6) おおむね 1 歳未満児とその他の児童の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね 1 歳未満児の保育を行う場所とその他の児童の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・ 区画されていない。（保育場所が別の部屋になり。又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。） ・ 区画が不十分（ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。）		○				
	(7) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 （建築基準法第 28 条第 1 項及び同法施行令第 19 条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の 5 分の 1 以上であることが望ましい。）		○				
		b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気に有効な開口部がない。 （建築基準法第 28 条第 2 項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の 20 分の 1 以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。）		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(8) 便所	a 便所は、幼児が安全に使用できるものか。	・ 幼児用トイレでない。		○				
		b 便所の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・ 便所用の手洗設備が設けられていない。 ・ 手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない。石鹸がないなど。）	○	○				
		c 便所は保育室及び調理室と区別され、衛生上問題がないか。	・ 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 ・ 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	○	○				
		d 便所の数は、おおむね幼児 20 人につき 1 以上あるか。	・ 不足している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(9) 一時預かり事業専用スペース	a 一般型を実施する場合、専用スペースがあるか。	・専用スペースがない。		○				
	(10) 病児保育専用スペース	a 病児対応型、病後児対応型の場合、保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室があるか。 調理室があるか。(なお、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。)	・専用の保育室及び観察室又は安静室がない。 ・調理室がない。 (兼用の場合は、指摘を要しない。)		○ ○				
		b 体調不良児対応型の場合、児童の安静が確保されているスペースがあるか。	・安静が確保されるスペースがない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
7 非常災害に対する措置	(1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・ 消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。		○				
		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・ 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○					
	(2) 非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2 階以上の施設については、本指導基準 8 により評価を行うものとする。	・ 保育室を 1 階に設けているが、適切な退避用経路がない。		○				
		(3) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	a 消防計画が適正に作成され届出が行われているか。	・ 30 人以上の施設につき、消防計画を作成、届出する義務があるが、作成、届出をしていない。		○			

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		※ 消防法上 30 人以上の施設については、消防計画の作成及び届出の義務がある。 30 人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要のある場合は、変更届の提出を行うものとする。							
		b 防火管理者の選任・届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30 人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30 人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。	・ 30 人以上の施設であっても選任、届出をしていない。		○				
	(3) 避難消火等の訓練の毎月 1 回以上の実施	a 訓練は、毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・ 訓練が 1 年以内に 1 回も実施されていない。 ・ 訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。	○	○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
8 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 保育室が2階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○				
		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物か。	・ 下記のイ及びロを満たしていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（ロに該当するものを除く。）であること。		○				
		c 乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備がそれぞれ1つ以上設けられているか。	ロ 下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。						
		※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。							
			(い)	①屋内階段 ②屋外階段					
			(ろ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(2) 保育室が3階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○				
		b 耐火建築物か。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○				
		c 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備がそれぞれ1つ以上設けられているか。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 ・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段		○				
		d 上記cの階段等は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一つに至る歩行距離がいずれも30m以下になっているか。			○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		e 調理室又は調理設備（以下、「調理室等」という。）は床及び壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室等以外の部分と調理室等を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられている。 ② 調理室等にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室等において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室等の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		f 保育室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料でしているか。	・左記 f を満たしていない。		○				
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記 g を満たしていない。		○				
		h カーテン、敷物等で可燃性のものについて防火処理されているか。	・左記 h を満たしていない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○				
		b 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○				
		c 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備がそれぞれ1つ以上設けられているか	・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段		○				
		d 上記cの階段等は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一つに至る歩行距離がいずれも30m以下になっているか。	・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合におい		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
			ては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） ②建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路 ③建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段						
		e 調理室等は床及び壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室等以外の部分と調理室等を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置	規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられている。 ② 調理室等にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室等において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室等の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。						
		f 保育室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料でしているか。	・左記 f を満たしていない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。	・左記 g を満たしていない。		○				
		h カーテン、敷物等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・左記 h を満たしていない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
9 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育課程を定め実行しているか。 (a)保育課程に基づき、指導計画（長期、短期）を作成しているか。 (b)必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c)沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・保育課程が作成されていない。 ・指導計画が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不適当 (特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。) ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) ・外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) (特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。)		○ <				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		b 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 (特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。)	○ ○					
		c 必要な遊具、保育用品が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない。衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	○ ○					
		d 保育の記録に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。 また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。 (5歳児のみ)	・保育所児童保育要録が作成されていない。 ・小学校へ送付されていない。(原本保存されているか。)	○ ○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
	(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 a 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育を提供する者として、適切な姿勢であること。 特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	○					
	b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	(a) 乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権が十分配慮されているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇が見られる。 等		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れがみられる場合社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し、適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。		○				
	(4) 保護者との連絡等								
	a 日々の連絡体制	(a) 連絡帳またはこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めていない。	○					
	b 緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(5) 秘密保持	a 職員が在職中のみならず、退職後も業務上知りえた乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	・職員秘密保持規程が整備されていない。 ・職員から秘密の保持に関する誓約書を徴取するなど必要な措置を講じていない。		○ ○				
		a 理由なく乳幼児の個人情報を持ち出しがないよう適切に管理しているか。	・乳幼児の個人情報を適切に管理していない。	○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
10 給食	(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器や哺乳ビン及びふきん、まな板、なべ等について定期的に煮沸消毒が行われているか。	・定期的に煮沸消毒を実施していない。		○				
		(b) 調理室が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。		○				
		(c) 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。	○					
		(d) 配膳が衛生的であるか。	・配膳が衛生的でない。	○					
		(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。	○					
		(f) 食品の保存（離乳食を含む。）について腐敗、変質しないよう冷蔵庫を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷蔵庫がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。		○				
		(g)検査用として保存食及び原材料を-20℃で2週間保存しているか。	・検査用保存食が適切に保存されていない。		○				
		(h) 検食を適切な時間（食事前）に行っているか。また、その評価を検食簿に記載しているか。	・検食を行っていない。 ・検食簿に記載されていない。	○ ○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
	(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・乳児と幼児の食事を区別せず、食事の提供に配慮されていない。		○				
		(b) 食物アレルギーのある乳幼児に対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、職員全員にその対応策が徹底されているか。	・アレルギー対応マニュアルが作成されていない。 ・対応策が職員全員に徹底されていない。 ・チェック体制が確立されていない。 ・トレイの色替えなど事故防止策を工夫していない。		○ ○ ○ ○				
		(c) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○				
	b 献立に沿った調理	(a) 栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。		○ ○				
	c 外部搬入を行う場合の配慮	(a) 給食を外部搬入する場合、契約内容により、自園調理と同様な給食の質が確保されているか。	・契約書がない。 ・給食の質が確保されるとは言い難い。		○ ○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
11 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	a 登園の際、乳幼児の健康状態の観察及び保護者からの報告を受けているか。	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	○	○				
		b 保育中に発熱などの異常が発生した場合に、保護者に連絡するとともに、状況に応じて嘱託医やかかりつけ医の指示を受けるなど適切に対応しているか。	・適切な対応がとられていない。		○				
		b 降園の際、乳幼児の健康状態の観察及び保護者への報告を行っているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○	○				
	(2) 乳幼児の発育チェック	a 毎月定期的に身長や体重の測定をし、成長曲線と比較するなど基本的な発育チェックを行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。		○	○			
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所時の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合、入所後ただちに行っているか。	・入所時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出等がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。 (おおむね6カ月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	○ ○	○				
		c 入所後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が未作成 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分	○ ○	○				
	(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。		○				
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	○	○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
	(5) 医薬品の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低必要なもの：体温計、水枕、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低必要な医薬品、医療品がない。	○					
	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることが分かった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に連絡しているか。	・対応が適切ではない。		○				
		b 再登園時には、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めているか。	・治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。	○					
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備しているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
	(7) 乳幼児突然死症候群の予防	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・乳児室に職員が在室していないなど、予防への配慮がない。		○				
		b 0～1歳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群の他、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群の発生リスクを低減するための配慮に努めること。	・午睡時チェック表を作成し、日々確認するなど乳幼児突然死症候群の発生率を低くするための努力が不足している。		○				
		c 保育施設では禁煙を厳守しているか。	・保育施設内で喫煙している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(8) 安全確保	a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施しているか。	・保育室など乳幼児の出入りする全ての場所に危険防止に対する十分な配慮がなされていない。		○				
			・園外活動時の事故防止のための引率職員の役割分担や危険個所の事前確認ができていない。	○					
		b 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。		○				
			・囲障はあるが、施錠等が不十分。	○					
	※ 防犯、安全対策強化ための設備 ビデオカメラ、レコーダー、モニター、ベビーセンサーなど	c 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・外部からの不審者等の侵入防止のための体制が整備されていない。		○				
		・訓練が実施されていない。	○						
		d 防犯、安全対策強化のための設備の設置に努めているか。	・設置していない。	○					
	(9) 事故発生防止等の対応	a 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」等に基づき、適切に対応しているか。	・ガイドラインに沿った対応がとられていない。 (睡眠中の窒息事故、プール活動・水遊び中の事故、食事中の誤嚥、玩具・小物等の誤嚥、食物アレルギーなどの事故発生時)		○				
		施設の指針等（マニュアル）が整備されているか。	・ガイドラインを参考に施設としての事故防止及び事故発生時の指針等（マニュアル）が整備されていない。	○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
		職員への周知を図っているか。	・ガイドラインを職員に周知していない。 ・ヒヤリ・ハット事例を記録・分析して日常的な事故予防対策に反映していない。・	○ ○					
		b 賠償責任保険及び傷害保険（無過失保険）に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○				
		c 傷害保険（無過失保険）は原則として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度と同等以上の給付水準のものか。	・同等以上の給付水準とはいえない。	○					
		d 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取っているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が取られていない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
12 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の提示	a 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 (a) 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 (b) 建物その他の設備の規模及び構造 (c) 施設の名称及び所在地 (d) 事業を開始した年月日 (e) 開所している時間 (f) 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (g) 入所定員 (h) 保育士その他の職員の配置数又はその予定	・ 全く掲示されていない。 ・ 左記(a)～(h)の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分		○ ○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適用	口頭	文書	
12 利用者への情報提供	(2) サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	a 以下の事項について、利用者 に書面による交付がされているか。 (a) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 (b) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (c) 施設の名称及び所在地 (d) 施設の管理者の氏名及び住所 (e) 当該利用者に対し提供するサービスの内容 (f) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (g) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 (h)利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面により交付されていない。 ・左記(a)～(h)の事項につき、交付内容が不十分	○	○				
	(3) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容は不十分。	○	○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭		文書
13 保育の質の向上への取り組み	(1) 業務に対する外部評価の受審	a 定期的に外部の者による評価を受けているか。	・受審予定がない。 (実施要綱上 [努める] こととされているので、受審を検討するよう促すこと。)	○					
	(2) 安全研修への参加	a 協会の実施する安全研修を受講しているか	・受けていない。		○				
	(3) 子育て支援員研修への参加	a 保育士資格を有していない保育従事者がいる場合、子育て支援員研修の受講予定があるか。	・受講予定がない。		○				
	(4) 施設長研修への参加	a 施設長研修を受けているか。	・受けていない。		○				
14 苦情への対応	(1) 苦情への適切な対応	a 苦情解決の仕組みが整備され、全職員及び外部に周知されているか。 b 苦情を記録し、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか	・苦情解決の仕組みが整備されていない。 ・全職員及び外部に周知されていない。 ・迅速かつ適切に対応していない。	○ ○	○ ○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
15 備える帳簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿が備えられているか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	○	○				
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等が備えられているか。 ・労働者名簿（労働基準法第 107 条） ・賃金台帳（労働基準法第 108 条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）	・左記の帳簿の整備状況が不十分		○				
	(2) 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	○	○				

(午睡時の抜き打ち調査)

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果																																				
			評価事項	判定区分		実際の指導																																						
				B	C	適正	口頭		文書																																			
	(1) 職員配置状況	a 午睡時の職員配置状況 ・午睡部屋における保育に従事する者は職員配置基準を満たしているか。 ・現に常駐しているか。	・配置基準を満たしていない。 ・現に常駐していない。		○ ○																																							
指導・監査当日の午睡部屋における保育に従事する者の数																																												
<table><tr><th>年齢</th><th>配置基準</th><th>乳幼児数</th><th>必要保育従事者数</th><th>実配置数</th></tr><tr><td>0 歳児</td><td>3 : 1</td><td></td><td></td><td rowspan="6"></td></tr><tr><td>1 歳児</td><td>6 : 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 歳児</td><td>6 : 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 歳児</td><td>20 : 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>30 : 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>30 : 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										年齢	配置基準	乳幼児数	必要保育従事者数	実配置数	0 歳児	3 : 1				1 歳児	6 : 1			2 歳児	6 : 1			3 歳児	20 : 1			4 歳児	30 : 1			5 歳児	30 : 1			計				
年齢	配置基準	乳幼児数	必要保育従事者数	実配置数																																								
0 歳児	3 : 1																																											
1 歳児	6 : 1																																											
2 歳児	6 : 1																																											
3 歳児	20 : 1																																											
4 歳児	30 : 1																																											
5 歳児	30 : 1																																											
計																																												
※必要保育従事者数は、施設全体として、最低 2 人必要																																												
	(2) 乳幼児の確認	a 午睡時の乳幼児確認状況 ・注意深く観察しているか。 ・寝かせるときにうつぶせ寝になっていないか。 ・布団、タオルケットが顔までかかっているか。 ・隣の乳幼児と間隔は保たれているか。 ・一つの乳幼児用ベッドに 2 人以上寝かせていないか。	・注意深く観察しているとは言い難い ・医学的理由がないのにうつぶせ寝をさせている。 ・顔までかかっているのに放置している。 ・間隔が狭くなっている。 ・2 人以上寝かせていることがある。		○ ○ ○ ○ ○																																							

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(3) 室内環境	a 午睡時の室内環境状況 ・ 午睡中の部屋の明るさは、乳幼児の顔色がわかる程度の明るさが保たれているか。 ・ 室温は適温か。 ・ 午睡時の乳幼児の周辺に事故が起きる可能性のあるものはないか。 (棚・たんすの転倒防止、落下物、積んである布団、干してある洗濯物等) ・ 室内は整理整頓されているか。 ・ 午睡時の注意喚起のミニポスターを午睡部屋に貼ってあるか。	・ 室内が暗く、顔色が判別できない。 ・ 適温でない。 ・ 事故が起きる可能性の物がある。 ・ 整理整頓がされていない。 ・ 貼ってない。	○ ○ ○ ○					
	(4) 確認体制の確立	a チェック表の作成 ・ チェック表等で午睡時の乳幼児の確認と記録がされているか。	・ チェック表がなく、記録されていない。		○				

(経理編)

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
1 会計一般	(1) 経理区分	a 法人本部（本社）と事業所は別の経理区分となっているか。	・ 区分経理されていない。		○				
		b 経理規程はあるか。 [社会福祉法人以外の法人等について] ○社会福祉法人以外の法人等についても、区分経理を行う必要があるため、区分間経理が発生する場合は、経理規程の整備が必要であること。 ○3月末決算以外の事業者についても、助成金の確定のため、3月末付での貸借対照表等の作成が必要であること。	・ 経理規程がない。		○				
	(2) 会計責任者等の任命	a 会計責任者と出納職員は別々の者が任命され、内部牽制組織が確立されているか。	・ 別々の者が任命されておらず、内部牽制組織が確立されていない。		○				
		b 預金通帳、銀行印等は別々の者が管理し、保管場所も適切か。	・ 別々の者が保管しておらず、保管場所等も盗難等危険性があり、適切でない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(3) 予算の編成	a 毎事業年度が始まる前に、経理区分ごとの翌年度予算を編成し、資金収支計算書に準拠した予算書を作成しているか。 [社会福祉法人以外の法人等について] ○予算書の作成については、義務付けられていないが、適正な公金の執行及び運営の実施のため、作成することが望ましい	・予算書が作成されていない。		○				
	(4) 帳簿の整備	a 主要簿（仕訳伝票、総勘定元帳）を作成しているか。 b 現金出納帳等経理規程で必要に応じて作成することとされている補助簿を作成しているか。 [社会福祉法人以外の法人等について] ○会計書類は、社会福祉法人以外の法人にあっても、同様に処理すること。 [企業会計により会計処理を行っている場合] ○貸借対照表（流動資産及び流動負債のみ記入）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。	・作成されていない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(5) 経理事務	a 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方、取引内容が適切に記入されているか。	・適切に記載されていない。		○				
		b 証拠書類（領収書等）は添付、保管されているか。	・支出に伴う証拠書類が整理されていない。		○				
		c 事業所物件等の賃貸借、資金の借り入れ、業務委託等について、運営費から支出する場合は、紛争を未然に防ぎ、安定的な運営を担保するため、返済計画あるいは契約書を作成しているか。	・作成していない。		○				
	(6) 収入	a 利用料、職員給食費等の収入処理は適正に行われているか。	・運営費の支出対象となっている経費を保護者から別途徴収している。		○				
		b 現金収入は直ちに支出に充てることなく、金融機関に預け入れているか。	・金融機関に預け入れず、支出に充てている。		○				
		c 現金収入は、現金出納帳を作成し、日々記帳しているか。	・現金出納帳を作成していない。 ・数日分をまとめて記帳している。	○	○				
		d 金銭の収納に際し、領収書を発行しているか。	・領収書を発行していない。		○				
	(7) 寄付金収入	a 寄付金品の受入は、適正に行われているか。	・保護者や職員に寄付を強要している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(8) 支出	a 支払いについては、会計伝票に基づき、会計責任者の承認を得て行っているか。	・会計責任者の承認（押印）を得ないで支出している。		○				
		b 小口現金については、経理規程に基づく額を限度額としているか。	・限度額を超えて保有している。		○				
		c 支払については、小口現金もしくは預金口座からの支出とし、職員による立替払いを行っていないか。	・立替払いを行っている。	○					
		d 小口現金出納帳を作成し、日々記帳しているか。	・小口現金出納帳を作成していない。 ・日々記載して帳簿残高と現金を照合していない。		○ ○				
		e 保育事業に関わる経費支出は適正に行われているか。 ※対象外経費の例 法人役員人件費、理事会開催経費、役員への贈答品 その他保育所運営とは無関係な事業の人件費、事務費等	・保育事業に関わる経費以外の対象外経費を支出している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(9) 収入超過調整額の使途	a 将来の特定の目的又は損失に備えるため積立金を積み立てているか。 ※積立金の例 人件費積立金 修繕積立金 備品等購入積立金	・同額の積立資産を積み立てていない。		○				
		b 法人本部、企業本社等に繰入をしている場合、確認できるか。 (受入の事実が確認できる書類の提供を受け確認すること。)	・受入の事実が確認できない。		○				
	(10) 決算	a 施設単位の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、財産目録が作成されているか。	・作成されていない。 ・作成されているが、内容に誤りがある。	○	○				
		[企業会計による会計処理を行っている場合] ○会計期間を4月1日から翌3月31日までとした、経理区分ごとの貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。							

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
2 運 営 費 の 確 認	(1) 基本分単価の確認	a 地域区分、定員区分、前月分運営費申請時の乳幼児の年齢区分、開所時間、週開所日数、保育士比率の確認	・基本分単価の適用が誤っている。		○				
	(2) 延長保育加算の確認	a 実施延長時間、平均対象乳幼児数は要件を満たしているか。 (前月分の平均乳幼児数が確認できる書類の提出を受け確認すること。)	・要件を満たしておらず、適用区分が誤っている。		○				
	(3) 夜間保育加算の確認	a おおよそ午後 10 時まで開所しているか。	・開所時間が満たない		○				
b 在籍乳幼児の大半が午後 10 時まで利用しているか。		・午後 10 時までの利用が少ない。 (実態が夜間保育の要件に合致しない場合は、延長保育加算への切り替えを指導すること。)		○					
c 仮眠のための設備及びその他夜間保育に必要な設備、備品が備えられているか。		・仮眠のための設備がない。 ・その他夜間保育に必要な設備、備品が備えられていない。(仮眠のための布団、毛布や入浴のための設備等)	○	○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(4) 非正規労働者受入推進加算の確認	a 受入推進枠が確保されているか。 (受入推進枠の設定がわかる資料の提出を受け確認すること。)	・受入推進枠が埋まったにもかかわらず加算額を受けている。		○				
	(5) 病児保育加算の確認	a 病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の事業類型別の実施の確認	・病児保育を実施していない。(基本分支出の妥当性の確認)		○				
		b 年間延べ利用児童数の確認 (年間延べ利用児童数がわかる資料の提出を受け確認すること。)	・実績数と加算分のランクが違う。		○				
		c 事業期間の確認 (平成 29 年度分より)	・6 カ月未満であるのに基本額の年額を受けている。		○				
	(6) 預かりサービス加算の確認	a 一般型の年間延べ利用児童数の確認	・一般型の実績数と加算分のランクが違う。		○				
		b 余裕活用型の年間延べ利用児童数の確認 (年間延べ利用児童数がわかる資料の提出を受け確認すること。)	・余裕活用型の実績数と申請数が違う。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(7) 賃借料加算の確認	a 契約書による賃借料の額の確認.	・ 契約書がない。 ・ 契約書はあるが、賃借料の記載がない。 ・ 保証金が含まれている。		○ ○ ○				
	(8) 保育補助者雇上強化加算の確認 (平成 29 年度分より) ※実施要綱第 3 の 2 の (3) に定める職員とは別に配置した場合に加算となること。 ※保育補助者雇上強化加算と連携推進加算を同時に受ける場合には、それぞれ別の者を配置する必要があること。	a 保育補助者として雇用した者はア～ウの要件をすべて満たしているか。 ア 保育士資格を有していない者であること。 イ 原則として勤務時間が週 30 時間程度かつ 1 か月 120 時間程度であること。 ウ 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又は受講予定者(平成 29 年度中受講を予定している者に限る。)であること。	・ 要件を満たしていない。		○				
		b 実施計画書及び報告書が協会に提出されているか。 ※実施計画書と実態を確認すること。	・ 協会に提出されていない。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
	(9) 防犯・安全対策強化予算の確認 (平成 29 年度分より)	a 事故防止、事故後の検証、防犯対策の強化のための設備の設置等に適切に使用されているか。	・加算の趣旨に合致する支出 とは言い難い。		○				
		b 設置場所は適切か。 ※対象となる設備等 ビデオカメラ、レコーダー、モニター、ベビーセンサー等 ※想定される設置場所 食事、午睡、プール・水遊びを行う場所、門扉、玄関等	・適切でない		○				
	(10) 連携推進加算の確認 ※実施要綱第 3 の 2 の (3) に定める職員とは別に配置した場合に加算となること。 ※保育補助者雇上強化加算と連携推進加算を同時に受ける場合には、それぞれ別の者を配置する必要があること。 ※辞令、出勤簿で配置状況を確認すること。	a 常勤専任で、助成申請手続等の事務が行われない間も、当該施設において保育従事者の補助業務を行っているか。 (平成 28 年度より当該加算の適用を受けている施設にあっては、平成 29 年度に限り、従前の例によることができる。) ※短時間職員の配置も可能であるが、その場合でも常勤換算して 1 人以上の配置が必要。	・常勤専任でない。 ・当該施設にいない。		○ ○				
		b 事業期間が 6 カ月未満の間の場合、加算額が 1/2 となっているか。 (平成 29 年度分より)	・6 カ月未満であるのに、年額支出している。		○				

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準					改善結果		
			評価事項	判定区分		実際の指導				
				B	C	適正	口頭		文書	
3 利用 者 負 担 額 等	(1) 利用者負担額の水準 ※利用者負担額は実施要綱第3の4の(4)の①により別紙5に定める利用者負担相当額で設定することが原則	a 別紙5の金額を必要以上に超えて定めていないか。 ※別紙5の金額 4歳以上児 27,100円 3歳児 30,600円 1,2歳児 35,700円 0歳児 35,900円	・別紙5に定める金額を超えている。 (超えている場合、その理由を詳細に確認すること。合理的説明とは言い難い場合は、公費助成が行われていることから、別紙4に定める平均的な水準に近づけるよう指導すること。)	○						
		b 従業員枠と地域枠で利用者負担額に差をつけている場合、社会通念上合理的と考えられる範囲か。	・従業員枠の軽減額を地域枠に転嫁しており、社会通念上合理的と考えられる範囲を超えている。	○						
	(2) 保育の質の向上や便宜に要する費用	a 保育の質の向上や便宜に要する費用を保護者に求める場合、当該費用の使途、金額及び理由について書面により明らかにするとともに、保護者に説明をし同意を得ているか。	・書面により明らかにしておらず、説明もしていない。 ・入園料、入園確約料及び特別な理由のない会費など、適切とは言い難い金銭を保護者に求めている。	○	○					
		b 食事の提供に要する費用を保護者に求めているか。(3歳以上児の主食の提供に要する費用は求めることができる。)	・0～2歳児に係る食事及び3歳以上児の主食以外の提供にかかる費用を保護者に求めている。		○					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	適正	口頭	文書	
4 運営委託経費	【保育事業申請者に対する調査項目】 (1) 保育事業運営のための委託費の水準	a 協会から助成される運営費について、保育事業を委託して実施する場合、どの程度委託費として支出しているか。 (申請者が賃借料加算を除き、運営費の 100% を委託費として支出していない場合、その理由を詳細に確認すること。) (保育事業受託者からも委託費として受けた水準での保育運営の実情を聴取すること。)	・合理的理由がなく、助成された運営費から減額して委託費としている。		○				

(別紙3) 全国の構成比(平成29年度12月31日現在)

番号	都道府県	構成比	番号	都道府県	構成比
1	北海道	6.3%	24	三重県	1.2%
2	青森県	0.5%	25	滋賀県	0.6%
3	岩手県	0.4%	26	京都府	1.3%
4	宮城県	2.9%	27	大阪府	9.8%
5	秋田県	0.6%	28	兵庫県	5.7%
6	山形県	1.0%	29	奈良県	0.9%
7	福島県	0.8%	30	和歌山県	0.6%
8	茨城県	1.9%	31	鳥取県	0.6%
9	栃木県	0.9%	32	島根県	0.4%
10	群馬県	1.1%	33	岡山県	1.5%
11	埼玉県	3.0%	34	広島県	2.5%
12	千葉県	3.4%	35	山口県	1.2%
13	東京都	9.4%	36	徳島県	0.5%
14	神奈川県	5.5%	37	香川県	1.4%
15	新潟県	0.9%	38	愛媛県	1.5%
16	富山県	0.3%	39	高知県	0.3%
17	石川県	0.6%	40	福岡県	8.6%
18	福井県	0.3%	41	佐賀県	0.8%
19	山梨県	0.6%	42	長崎県	0.6%
20	長野県	1.2%	43	熊本県	1.8%
21	岐阜県	1.9%	44	大分県	1.0%
22	静岡県	3.3%	45	宮崎県	0.4%
23	愛知県	5.7%	46	鹿児島県	1.6%
			47	沖縄県	2.3%